

平成 29 年度第 6 回  
横浜市学校規模適正化等検討委員会

次第

平成 30 年 3 月 28 日 (水)  
午後 3 時 00 分から  
関内駅前第一ビル 3 階 302 会議室

1 開会

2 議事

- (1) 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直しについて
- (2) 部会からの報告
- (3) 学校規模適正化等について

3 その他

- (1) 次回日程について

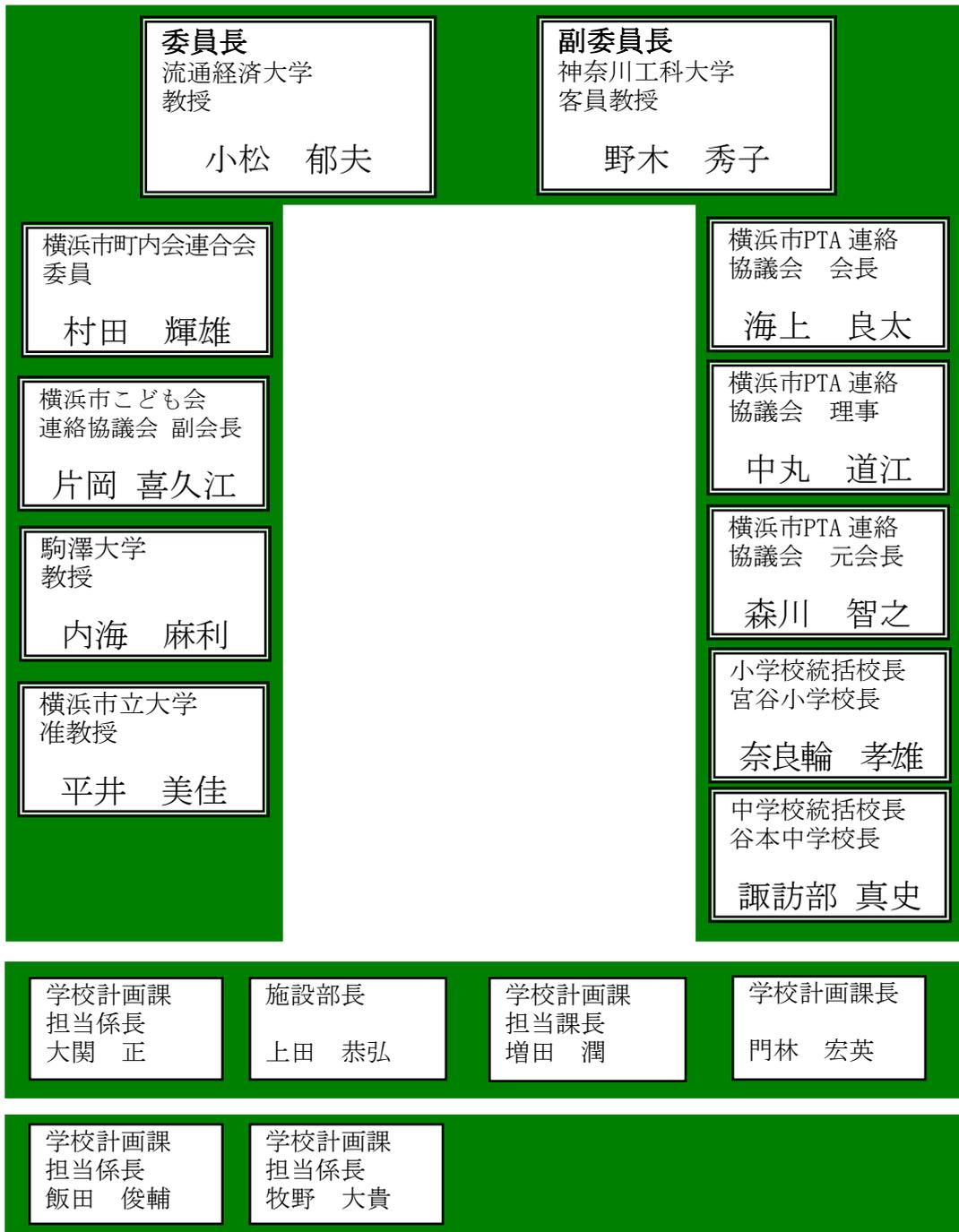
横浜市学校規模適正化等検討委員会 委員名簿 (H30. 3. 28現在)

(敬称略)

役職	氏名	所属・役割
委員長	こまつ いくお 小松 郁夫	流通経済大学社会学部 教授
副委員長	のぎ ひでこ 野木 秀子	神奈川工科大学 客員教授
委員	うちうみ まり 内海 麻利	駒澤大学法学部 教授
委員	ひらい みか 平井 美佳	横浜市立大学国際総合科学部 准教授
委員	かたおか きくえ 片岡 喜久江	横浜市子ども会連絡協議会 副会長
委員	むらた てるお 村田 輝雄	横浜市町内会連合会 委員
委員	うながみ りょうた 海上 良太	横浜市PTA連絡協議会 会長
委員	なかまる みちえ 中丸 道江	横浜市PTA連絡協議会 理事
委員	もりかわ ともゆき 森川 智之	横浜市PTA連絡協議会 元会長
委員	ならわ たかお 奈良輪 孝雄	小学校統括校長 (宮谷小学校長)
委員	すわべ まさし 諏訪部 真史	中学校統括校長 (谷本中学校長)

事務局	うえだ やすひろ 上田 恭弘	教育委員会事務局 施設部長
	かどばやし ひろひで 門林 宏英	教育委員会事務局 学校計画課長
	ますだ じゅん 増田 潤	教育委員会事務局 学校計画課担当課長
	おおぜき ただし 大関 正	教育委員会事務局 学校計画課担当係長
	いいた しゅんすけ 飯田 俊輔	教育委員会事務局 学校計画課担当係長
	まきの たいき 牧野 大貴	教育委員会事務局 学校計画課担当係長
	あきた よしみ 秋田 佳美	教育委員会事務局 学校計画課担当
	やまもと しんたろう 山本 真太郎	教育委員会事務局 学校計画課担当

**平成 29 年度第 6 回  
横浜市学校規模適正化等検討委員会 座席表  
(関内駅前第一ビル 3 階 302 会議室)**



事務局

記者席

傍聴席

入口

(敬称略)

## 審議内容について

## 1 学校規模適正化等検討委員会での審議スケジュール（予定）

今回、「学校規模適正化」に関して2回目の審議を実施します。あわせて「通学区域制度」に係る審議の方向性について、再確認を行います。

		時期（予定）	審議内容
①	29年度第2回	29年8月1日	現行基本方針の振返り
②	29年度第3回	29年10月25日	通学区域制度（1回目）
③	29年度第4回	29年11月24日	通学区域制度（2回目）
④	29年度第5回	30年1月10日	通学区域制度に係る審議の方向性 学校規模適正化（1回目）
⑤	29年度第6回	30年3月28日	学校規模適正化（2回目） 通学区域制度に係る審議の方向性（再確認）
⑥	30年度第1回	30年5月	最終とりまとめ【答申】

（注）審議の進捗に応じて、開催時期や実施回数を変更する可能性があります。

## 2 29年度第6回会議における審議項目

## (1) 学校規模適正化について

ア 学校規模適正化に係る委員の意見等（案）

資料 2-1

（注）前回（29年度第5回）の当検討委員会における委員意見等

イ これからの教育と望ましい学校規模について

資料 2-2

ウ 学校規模適正化実施校の検証（統合校への聴取り調査結果）

資料 2-3

エ 検討部会における協議の円滑化について（案）

資料 2-4

## (2) 通学区域制度に係る審議の方向性（再確認）

資料 3

## 学校規模適正化に係る委員の意見等（案）

### 1 適正な学校規模について

#### (1) 適正な学校規模について

- ・国から考え方（「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引（27年1月27日 文部科学省通知）」が示されているとおり、「学級数が少なくなること」（または「学級数が少なくなるに従い、配置される教職員数が少なくなること」）により、学校運営上、様々な課題が生じることになる。さらに、学校運営上の課題が児童生徒に与える影響が懸念される。

#### <参考> 学校運営上の「様々な課題」の例示（27年1月27日 文部科学省通知より）

- ・クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ・クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ・男女比の偏りが生じやすい
- ・協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ・児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ・教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
- ・ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ・教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ・教員同士が切磋琢磨する環境を作りやすく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）

- ・法令上、12～18 学級が小・中学校の学校規模の標準とされているが、国による手引では、「この標準は『特別な事情があるときはこの限りではない』という弾力的なものとなっていることに留意が必要」との考え方が示されている。本市を含め、ほとんどの政令市において、12～24 学級を小・中学校の適正規模としていることを踏まえると、現行の本市の適正規模は一定の妥当性を有する。また、本市を含め、多くの政令市において、31 学級以上を過大規模としつつ、25～30 学級を容認する傾向が見受けられる。
- ・新学習指導要領に基づき「主体的、対話的で深い学び」を推進していくことが求められている。児童・生徒にとって、自分の意見とは違う様々な意見を聞くことで考える力をつけていくことになる。また、教育課程の改革や授業改善にも学校規模が関わっている。これらのことを踏まえ、適正な学校規模を確保することは重要である。（資料 2 - 2 参照）

#### (2) 大規模校・過大規模校に関して

- ・大規模校は、校務の平準化を通じた教職員の負担軽減（それによる児童・生徒指導及び学習指導の充実）などのメリットがあるとともに、ハード面を充実させることで、適正規模校と遜色ない教育環境を確保することが可能である。

#### (3) 小規模校に関して

- ・我が国最大の基礎自治体である横浜市における相応しい学校規模について、考えるべきである。
- ・小規模校は、教職員が子ども全員をより深く理解し、個に応じた丁寧な指導ができるなどの特性はあるが、より良好な教育環境の確保に向けて、効果的・効率的な学校経営を行うため、学校規模の適正化を推進することが望ましい。

## 2 学校規模適正化に向けた方策について

### (1) 小規模校対策

- ・学校規模の適正化に向けて、地域と十分調整を図り、保護者・地域住民の理解と協力を得ながら、通学区域の変更等を行い、学校規模の適正化を推進していく必要がある。また、通学区域の変更等で、学校規模の適正化が図られない場合は、学校の統合について検討を進める必要がある。
- ・学校統合の検討を行う場合、現行の基本方針では、「統合校の規模が恒常的に 25 学級以上（大規模校）となる場合は除く」という条件が付されている。しかしながら、大規模校は条件を整えば、適正規模校と遜色のない教育環境を確保することが可能であり、さらに、長期的に子どもの数が減少していくことも考慮すると、当該条件は削除することが肝要である。
- ・小規模校の適正規模化に向けた地元調整として、現行の基本方針では、「保護者・地域住民の理解と協力を得られるよう『小規模校再編検討委員会』（仮称）等を設置し、十分調整をする」とされている。しかしながら、現行の基本方針策定後、25 年度の「横浜市学校規模適正化等検討委員会条例」制定に伴い、条例に基づき、地域の代表、保護者の代表などを臨時委員として任命したうえで、『通学区域と学校規模適正化等検討部会』を組織し、地域の合意形成を図るようになった。合意形成の仕組みが改められたことに合わせて、基本方針の記載内容を変更する必要がある。検討部会では、現行のとおり、学校統合前提ではなく、通学区域の変更案も含めて、協議を行うことが望ましい。

## (2) 大規模・過大規模校対策

- ・一過性の人口急増に対しては、集合住宅等の入居前に学区を柔軟に変更するなど分離新設などの従来の手法にこだわらず、幅広く対策を検討する必要がある。あわせて、他都市における取組を参考にし、開発事業者に対する指導など、庁内の関係部署が連携して、対応することが望ましい。

## (3) その他

- ・小規模校対策、過大規模対策として、当検討委員会に地域の代表、保護者の代表などによる検討部会を設置し、地域における合意形成を図っている。部会における協議が円滑に進むよう調整方法などを検討する必要がある。(資料2-4参照)
- ・関係法令の規定などを踏まえ、政令市では半数近くの都市において「小学生4km、中学生6km」を通学距離基準としている。これに対し、本市では短い設定としている。また、仮に著しく基準を超えるような通学区域となる場合も、指定地区外就学許可制度の許可事由に「遠距離通学(小2km超、中3km超)」が含まれているため、近場に学校がある場合、遠距離通学を回避することが可能である。さらに、指定地区外就学許可の常態化解消を理由とした、特別調整通学区域の設定も進んでいる。現在、本市が通学支援策を実施していない理由は、通学区域弾力化の2制度が効果的に機能しているためと捉えることができる。
- ・今後、小規模校が増えていくことを考慮すると、学校統合により通学区域が拡大し、望ましい通学距離を超えるケースが出てくるのが考えられる。費用対効果や他都市とのバランスなども勘案し、通学支援策の導入について、より具体的な検討が必要である。

## これからの教育と望ましい学校規模について

### 1 これからの学校教育に求められているもの

これからの学校教育に求められているものは、人と人との関わり合いを大切にしながら多様性を認め、協働性を発揮して自己実現を図る子どもの育成です。  
このことから、各学校においては、多種多様な人間関係を構築する環境を、学校内外において意図的に創出することが期待されています。

#### (1) 新学習指導要領（総則解説からの引用）

##### 第1章 総説 1 改訂の経緯及び基本方針(1)改訂の経緯 p 1

学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくこと(中略)が求められている。

##### (1) 確かな学力(第1章第1の2の(1)) p 24

(前略)主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。(後略)

#### (2) 「横浜教育ビジョン 2030」(該当部分の引用)

##### 3 横浜の教育の方向性

多様性を尊重し、つながりを大切にされた教育を推進します

- 1 子どもの可能性を広げます
  - よりよい社会や新たな価値の創造に向け、学びを社会と関連付け、他者と協働する機会を創出します。
  - 相手と心から向き合うこと(想)を大切に、多様な価値観を認め、支え合う風土を醸成します。

#### (3) 「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領 総則・総則解説」(該当部分の引用)

##### 第2章 横浜らしい教育課程の創造

##### 1 横浜市立学校で育てる未来を担う“横浜の子ども”の姿

(3) 各教科等の授業における日々の学びの姿 p 30

横浜市立学校が目指す授業は、児童生徒自らが問いを見いだし解決していく授業です。自らの問いにじっくりと深く向き合い、互いに高め合いながら協働的に学ぶ姿を目指します。自ら主体的に問い続け、学びをつなげていくことが、日常生活や社会生活の中で生きて働く力を身に付ける確かな学びとなります。

##### 2 横浜市立学校が編成する教育課程の特色

##### 「人」のつながり

(2) 多様性を踏まえた教育 p 32

- 多くの人との関わりの中で多様な価値観や個性を尊重する態度を養ったり、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感を育んだりするなど、(後略)

##### 「授業」のつながり

(1) 教科等横断的な視点に立った教育

自分づくり教育(キャリア教育) p 36

- (前略)意図的に児童生徒同士が関わったり、話し合ったりして、協働するよさを感じることができるようになる。

### 第3章 各学校・ブロックにおけるカリキュラム・マネジメント

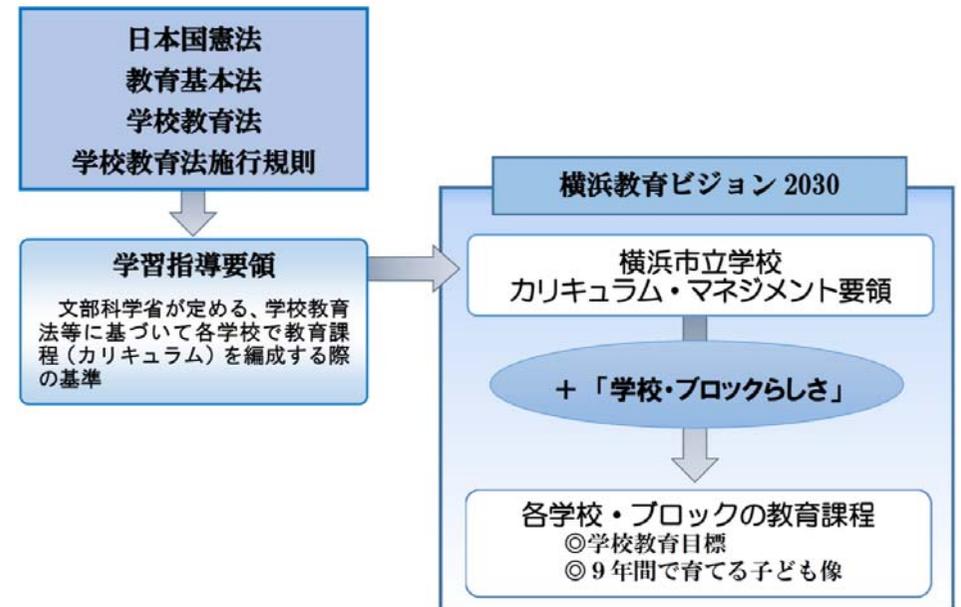
#### 3 教育課程の編成・実施・評価・改善のための留意事項

学級・ホームルーム経営や学年経営の充実 p 57

- (前略)共に学び、活動することを通して、存在感や自己表現の喜びが感じられるようにします。

#### 【参考】横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領の位置付け

横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領とは、「横浜教育ビジョン 2030」の理念を踏まえ、「横浜の教育が目指す人づくり」を実現するため、教育課程に関する横浜市教育委員会の基準として策定されたものです。



## 2 学級数、職員数が少ないことにより学校が抱えると思われる課題

各学校において、児童生徒の資質・能力を着実に育み、きめ細やかな指導をするために、小学校では組織的・効果的な一部教科分担制を導入して学年経営を強化したり、中学校では総合的な学習の時間等の授業のバリエーションを増やして生徒のニーズに応えたりして、学校教育の充実を図る必要があります。そのためには、ある程度の学級数が求められます。

### ◆ 学級数、職員数が少ないことにより学校が抱えると思われる課題

#### 小中共通

- ・ 社会の変化に伴う教育課題の多様化・複雑化に応じるため、組織的な取り組みによって児童生徒指導機能を一層高めていくことが難しい。
- ・ 総合的な学習の時間や『横浜の時間』への対応が難しい
- ・ テーマ別の探究学習を行う場合、児童生徒のニーズに応えられない。
- ・ 校外学習を伴った授業を実施する場合、安全管理する者の数が足りないために、活動のバリエーションが制限される。
- ・ 個別指導や少人数指導、チームティーチングなどの一人ひとりに応じた学習の展開が困難である。

#### 小学校

- ・ 複数の教科の教材研究や学級の課題を一人で抱えるなど、個々の学級担任に大きな負荷のかかる「個業」体制から、負荷を分散して協力する「協業」体制への転換を図る組織の工夫・改善を行うことが難しい。

#### 中学校

- ・ 学校行事（体育祭や合唱コンクール 等）において、多様な個性がぶつかり合う葛藤の場面を乗り越え、自ら成長を実感できる場面の設定が難しい。
- ・ 中学校における部活動の数の減少により、生徒のニーズに応えられない。

## 学校規模適正化実施校の検証（統合校への聴取り調査結果）

本市において現行の基本方針策定（平成22年度）以降、6つの地域の小・中学校において適正規模化の検討に着手し、学校統合を実施しました。学校の統合による成果と課題を調べるため、統合前と統合直後の両方を知る学校長等を対象に、学校規模適正化による良い影響や、学校統合により生じた課題とその対応・解決策等について、聴取り調査を行いました。

### ※聴取り調査実施校

25年度統合校：横浜吉田中学校、川島小学校、左近山小学校  
 26年度統合校：飯田北いちよう小学校  
 27年度統合校：上郷中学校  
 29年度統合校：横浜深谷台小学校

- ☆：小・中学校から得られた意見
- ：小学校からのみ得られた意見
- ：中学校からのみ得られた意見

## 1 学校規模適正化により生じた良い影響について

### <児童生徒>

- ☆ 児童・生徒数が増えたことや、クラス替えを行えるようになったことで、交友関係が広がり、社会性を育てる環境が充実した。また、競争機会が増え、向上心が強まった。
- ☆ 教員数が増えたことで、より多くの目で子ども達と接することができるようになり、また、子ども達にとっても、多様な先生と接する機会が増えた。
- ☆ 人数が増えたことで、行事が活弁になった。また、多様な才能が集まることで、表現の幅や奥行きが広がり、児童・生徒の意欲も増した。
- ☆ クラブ活動・部活動の種類が増え、選択肢が広がった。
- 学習における意見交流が盛んになった。小規模校だと発言、活躍する子が固定化してしまっていたが、解消された。
- 小規模に慣れている児童達が、学校規模が適正化されたことで、中学進学時に学校規模が急に大きくなり、人間関係が一新されてしまうことに対して、心の準備ができるようになった。

### <PTA・保護者>

- ☆ 人員が増えたことで、一人一人の負担感が減り、活動や役員選出がスムーズになった。
- 多様な人材が増え、行事の運営や地域との連携等、様々な方向にPTAの力をより発揮できるようになった。

### <教職員>

- ☆ 人数が増えたことで、校務や行事運営など、一人一人の負担が減った。
- ☆ 教員の中でも様々な人材が増えたことで、指導方法や児童生徒指導などにおいて多様なアプローチを学ぶ機会が生まれ、能力向上につながった。また、中堅職員のミドルリーダーとしての活躍の機会が増えたことで、学校としての教育力、教職員の指導力向上に繋がった。
- 統合にあわせた施設改修により、教職員の職場環境が改善され、モチベーションの向上に繋がった。
- クラス編成の幅が広がり、編成を考えやすくなった。

### <地域>

- ☆ 通学区域が広がり、より活弁な地域活動ができるようになった。また、子ども達や教員の人数が増えたことで、地域行事等への参加人数も増え、活気が増した。
- これまで統合前の両校で、それぞれ活動していた団体が一つになったことで、地域同士の関わりが深まった。また、新たに教育に関心を持ってくれる方もおり、地域人材の発掘に繋がった。

### <学校経営>

- ☆ 統合校開校を機に、子ども達や教員から様々な意見が寄せられ、委員会活動等が活弁になり、良い刺激を受けながら学校経営を行うことができた。
- 適正規模化による職員数の増により、教員一人一人の負担が減り、学校経営が行いやすくなった。
- 学校規模が大きくなったことで、これまで非常勤だった家庭科等の専任講師が、正規の職員として配置されるようになり、学校側で探す負担が減った。

## 2 学校統合により生じた課題について

### <児童生徒>

- ☆ 新しい環境に対する不安等、精神的負担があった。
- ☆ 通学区域の拡大により、通学距離が長くなった子どもや、見通しの悪い通学路を通らなければならない子どもが発生した。
- 新校での学校生活に馴染めない子どもがいた。
- 統合前の母校への意識が強く、統合当初は子ども達同士での対立意識があった。

### <PTA・保護者>

- ☆ 統合前の両校でのPTA活動や規約、会費に差異があり、新組織立ち上げの際に苦慮した。会費の繰越金について、統合時に清算した学校があり、当初の活動が限られた。
- 統合当初は互いに気を遣い、意見を言いにくい雰囲気があった。
- 統合検討時に意見の対立があったことがあり、小規模校側の保護者に役員を引き受けしてもらえないことがあった。

### <教職員>

- ☆ 統合当初は問い合わせが多い中、学校行事の整理が難しく、統合前の各校の行事が展開されてゆとりが無い。運営が落ち着くまで2～3年程度はかかる。
- ☆ 学校規模が大きくなったことで地域対応、保護者対応の機会が増えた。

### <地域>

- スクールゾーン対策協議会など、学校運営に係る組織の再編の際、人選や役割分担など、調整に苦慮した。
- 今までと違うという点に抵抗を持ち、学校統合後、これまで携わっていた活動から離れてしまう方がいた。
- 統合当初は、元の学校との繋がりや想いが強く、地域間で隔たりがあった。

### <学校経営>

- ☆ 新校としての教育方針が定まり、定着するまでに時間がかかった。
- 施設面で、学級数が増えたことで、少人数教室や特別教室等が減った。
- 行事の際、参加人数が増えたことで、校庭や待機場所等、場所のやりくりで苦慮した。

### 3 学校統合により生じた課題への対応方法について

- ☆ 校歌や校章を一緒に考えていくなどの、学校統合を意識した活動を実施し、新たな学校として一つになることを意識した。
- ☆ 学校統合前に交流期間を設け、行事や部活動などから、子ども達の心理的負担の軽減を図った。また、教職員、保護者、子ども達と、大人達から徐々に関係をつくり、段階を踏んで交流を行うことで、新校開校に向けて意識を切り替えた。
- ☆ P T A会長等の役員を統合前の両校の地域からバランスよく選出し、相互の交流機会を広げ、理解を深めた。
- ☆ 学校を地域に対して積極的に開放し、また、地域の取り組みに対しても積極的に参加した。
- ☆ 目に見える変化として、施設面での改修等はとても効果が大きく、保護者・地域から反響があった。
- 増えた教員を活用して、習熟度別指導の実施など、子ども達の環境の変化に対するケアを行った。
- 学援隊の充実を図り、通学の安全に努めた。
- 面談や家庭訪問を積極的に行い、子ども達の精神的な負担を、教職員が受け止められるよう努めた。
- 委員会や生徒会活動、行事の頻度を増やし、子ども達が中心となって活躍できる場を設けることで、目的意識と居場所を子ども達に持たせ、エネルギーを発散できるように努めた。

### 4 学校統合をするにあたって大変だった点や要望について

- ☆ 子ども達にとって、環境（場所・児童・担任等）が変わることは負担であり、通常よりも子ども達のケアに注力する部分が多い。また、保護者対応や地域対応においても、信頼関係を築いていくには時間がかかる。通常業務に加え、様々な対応にとられる時間も多量で、さらに統合に伴う実務も重なる。統合後、落ち着くまでに少なくとも2～3年はかかる。
- ☆ 施設面の配慮など、少しでも子ども達や教職員にとってプラスになるような、モチベーションにつながるポイントがあると、新しい学校づくりに向けて取り組みやすい。
- ☆ 学校統合について全くどうしていいかわからない中、他校の例や指針を示してもらえたことは大変ありがたく感じた。
- 開校1年目は、保護者や周囲から、目新しい変化への期待感もあるが、開校後すぐに反映するのは難しく、開校1年目だからこそ、地に足を付けた学校経営が必要である。何でもやりすぎて学校が疲弊してしまわないよう、バランスを取る必要がある。
- 交流期間、準備期間については1年程度が適当である。半年以下ではとても間に合わないが、あまりに長すぎても間伸びしてしまうようにも思う。

### 5 学校統合全般について（自由意見）

- 学校規模の適正化については児童・生徒にとってメリットが多くあり、健全育成に大いに役立つと考えている。通学距離や時間、安全等を踏まえた上で、適正規模の学校に向けた統合を推進すべきだと考えている。
- 児童だけでなく、検討時には統合に反対していた保護者からも、統合してよかったという声があがっており、大変ではあったがやりがいを感じた。
- 学校統合による環境の変化について、一番柔軟なのは子ども達だ。大人の方が気持ちを切り替えるのに苦労している。
- 学校統合の効果について、数字で表すことは難しいだろう。子ども達の笑顔や楽しそうに過ごしている姿について話すことはできるが、数値化できないことばかりだ。

#### 聴取り調査結果まとめ

学校規模適正化により生じた良い影響について聴取りを行ったところ、それらは適正規模校のメリットそのものであり、児童・生徒に限らず、P T Aや地域、教職員にとっても、学校規模適正化による効果は得られています。

一方で、学校統合により新たに生じた課題については、学校規模が適正化したことによる影響ではなく、学校統合に伴って生じたものがほとんどであったことから、配慮すべき事項は複数あるものの、今後も学校規模適正化に取り組んでいく必要があります。

学校統合により生じた課題とこれまでの対応策をまとめ、以下に示します。

#### 【課題となるポイント】

- ・環境が変わることで生じる児童・生徒の心理的負担の軽減
- ・P T A等の学校組織の再編に係るケア
- ・通学距離の長距離化と安全面への配慮
- ・施設面での配慮（狭あい化、特別教室の不足）



#### 【これまでに実施している対応策】

- ・適切な交流期間の設定（児童・生徒、P T A）
- ・通学安全点検の実施
- ・建替えとあわせた学校統合の検討や、増築等による特別教室の確保
- ・統合に伴う事務へのサポート

#### 【参考】現行の基本方針における「統合時の配慮事項」

##### ◎統合時の配慮事項

- ① 統合の対象校の児童・生徒及び保護者・地域住民に対しては、対象であることの周知と課題の共有を早期に積極的に行う。
- ② 児童・生徒の教育環境が低下することがないように統合校の施設に配慮する。
- ③ 統合前後の過程において、児童・生徒の心理的負担の軽減に努める。
- ④ 小学校の統合については、横浜型小中一貫教育の観点から、中学校通学区域や小中一貫ブロックに配慮する。
- ⑤ 統合により適正な通学距離が保てない場合、通学支援策を検討し実施する。

## 検討部会における協議の円滑化について（案）

## 1 円滑な部会運営に向けた外部意見の聴取

検討部会における協議が膠着状態になった場合の打開策として、検討部会の委員以外の者に意見を求めることが考えられます。

## (1) 学校規模の適正化に関して知見を有する者による説明・助言

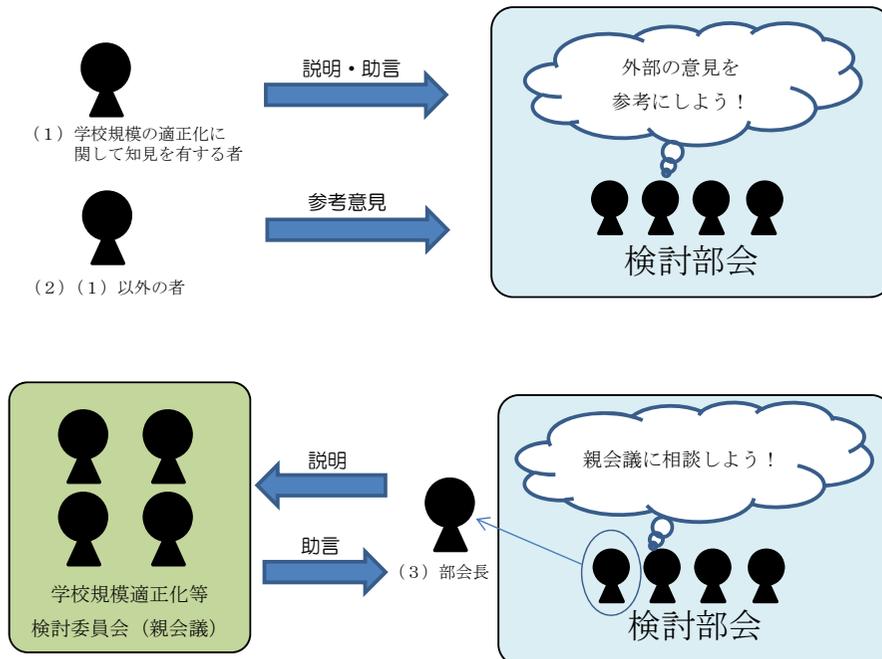
当検討委員会（親会議）の委員や過去に学校規模適正化の検討に携わった者など、学校規模の適正化に関して知見を有する者が検討部会に対し、大局的・中立的な見地から意見を述べるもの（必要に応じて部会に出席することも考えられます。）

## (2) 参考意見の聴取

区連合町内会会長の会長や学校運営協議会の有識者委員など、検討対象となっている学校の事情や学校周辺の地域の事情に詳しく、学校規模適正化についても一定の理解を有する者から、参考意見を聴取するもの（必要に応じて会議に出席することも考えられます。）

## (3) 検討部会・部会長の当検討委員会（親会議）への出席

検討部会の部会長が、当検討委員会（親会議）に出席し、検討部会における検討状況の説明を行うとともに、大局的・中立的な見地からの意見を求めるもの



## &lt;参考&gt; 学校運営協議会について

## 1 設置趣旨

学校運営協議会は、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することを通じて、地域とともにある学校をつくとともに、より良い教育の実現を目的に設置する合議制の機関です。

## &lt;学校運営協議会の主な役割&gt;

- ・「校長の作成する学校運営の基本方針を承認する」
- ・「学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる」
- ・「教職員の任用に関して教育委員会に意見が述べるができる」

## 2 委員構成

- 15人(2以上の学校について一の協議会を設置する場合にあつては、20人)以内
- ・地域住民
- ・保護者
- ・協議会を設置する学校(以下「設置学校」という。)の運営に資する活動を行う者
- ・設置学校の校長
- ・学識経験者
- ・関係行政機関の職員
- ・その他教育委員会が適当と認める者

## 3 設置校数 (29年10月時点(カッコ内は設置割合))

- ・小学校 102校 (30.1%)
- ・中学校 39校 (26.7%)
- ・義務教育学校 2校 (100%)

## 2 保護者や地域住民からの質問や意見の受付

保護者や地域住民などから質問や意見を受け、不安や疑義を解消することは、検討部会の協議を円滑に進めるうえで重要です。

## (1) 相談窓口の設置（教育委員会事務局における意見受付）

検討部会開催のたび、部会ニュースを発行し、検討対象校の通学区域内の全戸に配布しています。あわせて、教育委員会のHPにニュースを掲載しています。ニュースの中で、教育委員会事務局（学校計画課）の連絡先を示し、Eメール、FAXなどで、随時、意見や質問を受けています。

## (2) 部会委員による所属団体における検討

検討部会は、PTAや自治会町内会の代表者（会長など）で構成されることが通例となっています。検討部会での協議中の事案については、委員個人で抱えるのではなく、次の部会開催までに委員が所属する各団体において検討するようにしています。

## 通学区域制度に係る審議の方向性（再確認）

（注）下線部は見直しのポイント（赤色で記載した部分：修正点）

### 【通学区域制度】

#### 1 望ましい通学距離（通学距離基準）

・「望ましい通学距離（通学距離基準）」については、現行の基本方針と同様、「片道 小学校おおむね2 km、中学校おおむね3 km」とする。ただし、本市の通学距離基準が他都市と比較して短いという点を踏まえつつ、通学上の安全が確保され、児童・生徒及び教職員の負担が著しく生じなければ、この限りではない。

##### 【望ましい通学距離の設定理由】

- ・通学手段について、原則、徒歩としているため（「2 通学手段」参照）
- ・小学校の場合、新入生に対する教職員によるきめ細かな通学安全指導のため
- ・近年、教科書やプリント教材など荷物（重量）が増える傾向があるため

・通学距離基準を著しく超える通学区域となる場合、公共交通機関などの利用も含め柔軟に検討していく必要がある。

#### 2 通学手段（通学支援策の実施検討も含む）

- ・本市は、起伏に富んだ地形で市坂が多いとともに、市域の大半が市街地となっている。このため、自転車による通学が困難な通学区域が多く、現行の基本方針と同様、徒歩での通学を原則とする。
- ・学校統合などにより通学区域が望ましい距離基準を著しく超える場合において、通学上の安全確保や、児童・生徒の負担軽減などを考慮し、通学支援策（公共交通機関の利用に対する補助やスクールバスの導入）について、柔軟に検討を行う必要がある。
- ・通学支援策の検討にあたっては、単に通学距離だけでなく、通学区域の地形や道路交通環境など個別の事情も考慮する必要がある。あわせて、制度設計においては保護者にとって過剰な負担とならないような配慮が求められる。

#### 3 小中一貫教育との関係

- ・小中一貫教育推進ブロックの通学区域が完全に一致していることが望ましい。学校統合などで通学区域を見直す際、可能な限り小・中学校の通学区域の関係を考慮すべきである。
- ・小学校と中学校の通学区域が一致しない場合、小学校からブロック外の中学校へ進学することになる児童が出てくるが、児童・生徒にとって、9年間連続した確実な成長の場となるよう、各児童の小学校における生活・学習の状況、取組内容等を進学先の中学校へ伝えるなどの工夫が必要である

#### 4 地域コミュニティのエリアや区境などと通学区域との関係

- ・学校と地域の繋がりはますます密接となってきた。『地域で子どもを育てていく』という動きを推進していくために、連合町内会をはじめとする地域コミュニティのエリアや区境などと、通学区域を合わせていくことが望ましい。なお、子どもたちにとって、より良い教育環境を整えていくため、通学区域設定にあたっては、地域コミュニティのエリアや区境などとの関係だけでなく、学校規模、通学距離、通学安全、小中一貫教育との関係を総合的に配慮する必要がある。
- ・通学区域を完全に合わせることは困難であるが、学校統合などで通学区域を見直す際、可能な限り地域コミュニティのエリアや区境などとの関係を考慮すべきである。
- ・通学区域と地域コミュニティのエリアや区境などが合わない場合、その歪みを吸収するため、関係機関による調整など柔軟な対応が行われることが望ましい。

#### 5 その他

- ・東日本大震災を踏まえ、大規模地震が発生した場合、児童・生徒の「預かり（留め置き）」を行うことになった。預かりを行った場合は、保護者が児童・生徒を引取りに来る必要がある。通学区域を設定するうえで、東日本大震災以降の危機管理対策の拡充や、学校・保護者の意識の変化などを考慮する必要がある。

### 【通学区域の弾力化】

#### 1 特別調整通学区域制度

- ・特別調整通学区域については、学校の施設及び通学路の状況等を考慮し、指定校（正規校）又は教育長が定める指定校以外の学校（受入校）のいずれかを選択できる制度である。学校規模の適正化をはじめ、自治会・町内会など地域コミュニティのエリアとの整合性の確保、指定地区外就学の常態化解消など、通学区域制度を弾力的に運用するため有効に機能している。

#### 2 指定地区外就学許可制度

- ・指定地区外就学許可制度については、児童・生徒のおかれた個々の事情を判断し、住所によって指定された学校以外の学校に通学することができる制度であり、引き続き適正な制度運用が必要である。

	許可理由
① 遠距離	新入学時、転入学時において、指定された学校が遠距離（指定校までの距離が、小学生は片道2 km以上、中学生は片道3 km以上）にあるため、指定校よりも近くの学校に通学を希望する場合（ただし、単に通学距離のみで判断するのではなく、所要時間、通学経路等の諸要件も勘案のうえ、弾力的に対応する）
② 病気等	病気等のため指定された学校ではなく、近くの学校に通学を希望する場合
③ 引越済だが支障なし	今まで通学していた学校の通学区域外に引越したが、通学等に支障がないので、ひきつづき従前の学校に通学を希望する場合
④ 引越予定	学年途中で引越す予定があり、通学等に支障がないので、あらかじめ引越し先の区域の学校に通学を希望する場合
⑤ 一時引越	自宅の新築、改築等に伴い、通学している学校の通学区域外に一時的に引越すが、通学等に支障がないので、ひきつづき従前の学校に通学を希望する場合
⑥ 帰宅後監護者なし	保護者が共働き等で帰宅後監護者がいないため、放課後児童クラブ（はまっ子、キッズクラブは除く）、自営店舗 など下校後に生活する区域の学校に通学を希望する場合
⑦ 兄妹関係	既に兄弟姉妹が区長の許可を受け、指定された学校以外の学校に通学しているため、兄弟姉妹と同じ学校に通学を希望する場合
⑧ 部活動	中学校新入学時、転入学時において、小学校時代若しくは転入学直前の中学校で部活動として、特定の文化・スポーツ活動に取り組んできたが、指定された中学校に従前から取り組んでいた内容の部活動が設置されていないため、希望する部活動への入部を前提に、その部活動のある近隣の中学校のうち自宅から最も近くの中学校に通学を希望する場合
⑨ 教育的配慮	児童生徒等の具体的な事情を考慮し教育的配慮を要すると判断したとき

（注）17年4月の事務取扱要綱改正（「部活動」の項目が追加）以降、許可理由の変更はなし。

#### 3 通学区域特認校制度

- ・通学区域特認校制度については、保護者が真に通学区域特認校の有する特色の中で児童・生徒に教育を受けさせたいという場合に、通学区域外からの通学状況等について考慮したうえで、その通学区域特認校への就学を認める制度である。しかしながら、制度創設時と比較して指定校数、申請者数ともに減少していることを踏まえ、制度趣旨を再考するとともに、指定地区外就学許可制度との関連も考慮し運用の見直しを行う必要がある。

## 「池上小学校・菅田小学校」通学区域と学校規模適正化等 検討部会における検討状況について

### 1 これまでの経過

平成 29 年 11 月 24 日	教育委員会からの諮問に基づき、横浜市学校規模適正化等検討委員会にて、検討部会を設置しました。
平成 29 年 12 月 19 日 12 月 20 日	菅田小学校の適正規模化に向け、隣接する池上小学校との間で具体的な対応の検討をしていくことについて、池上小学校、菅田小学校の保護者を対象に説明会を実施しました。 ・ 12/19 菅田小学校 参加者約 50 名 ・ 12/20 池上小学校 参加者約 30 名
平成 30 年 1 月 31 日 3 月 7 日	第 1 回、第 2 回部会を開催しました。 【これまでの主な検討内容】 ・ 菅田小学校の学校規模の適正化に向けた具体的な対応について 【実施期間】 平成 30 年 9 月頃まで 隔月 1 回程度開催（予定）

### 2 部会での検討状況

#### (1) 第 1 回部会（平成 30 年 1 月 31 日開催）

- ア 部会の運営方法や部会長・副部会長について確認しました。
- イ 菅田小学校の学校規模の適正化に向けた具体的な対応として、事務局から 3 つの通学区域変更案と学校統合案を示しました。

#### (2) 第 2 回部会（平成 30 年 3 月 7 日開催）

- ア 事務局から新たな通学区域調整案を提示しました。また、菅田小学校の学校規模の適正化を図るためには、通学区域の変更では困難であり、両校の将来的な学校統合が望ましいと提案しました。
- イ 部会の方針としては、次回以降、池上小学校と菅田小学校を統合することを前提に具体的な検討をすることになりました。
- ウ 各所属団体からは、学校統合する場合は、通学安全や通学距離などへの配慮が必要とのご意見をいただきました。

### 3 第 3 回部会にむけて（平成 30 年 4 月 26 日開催予定）

第 3 回検討部会では、統合後に使用する校舎や通学区域などについて検討していきます。

# 「池上小学校・菅田小学校」 通学区域と学校規模適正化等 検討部会ニュース

第1号

発行日：平成30年2月16日

第1回検討部会

日時：平成30年1月31日（水）

10時30分から

会場：菅田中学校 1階会議室

現在、菅田小学校は一般学級数が11学級の小規模校（小学校の場合、一般学級数が11学級以下）であり、今後も急速に児童数が減少する見込みとなっています。そのため隣接する池上小学校との間で、菅田小学校の適正規模化に向けた具体的な対応を検討することとし、「『池上小学校・菅田小学校』通学区域と学校規模適正化等検討部会」を設置し、第1回部会を開催しました。今後も、この部会での検討状況等については、本ニュースを発行し、両校の通学区域内にお住まいの皆様や保護者の皆様にお伝えしていきます。

## 第1回検討部会での決定事項など

- ◆菅田小学校の学校規模の適正化に向けた具体的な対応として、事務局から3つの通学区域変更案と学校統合案を示しました。
- ◆第2回検討部会では、今回事務局から提示した通学区域変更案や学校統合案を踏まえ、各所属団体に検討を行った上で、具体的な対応を協議することになりました。



## 1 検討部会の運営

本検討部会は、「『池上小学校・菅田小学校』通学区域と学校規模適正化等検討部会運営要領」に基づき、運営していきます。

「池上小学校・菅田小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会運営要領（抜粋）

（調査審議事項）

第2条 部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例第5条第1項の規定により、池上小学校・菅田小学校に関する次の各号に掲げる事項について調査審議することとし、調査審議結果をまとめた意見書を、横浜市学校規模適正化等検討委員会に提出する。

- (1) 学校規模適正化に関する事
- (2) 学校統合に関する事
- (3) 使用校舎に関する事
- (4) 学校名に関する事
- (5) 通学区域に関する事
- (6) 通学安全に関する事
- (7) その他教育委員会が必要と認める事項

（会議）

第5条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、部会長が選出されていないときは、横浜市学校規模適正化等検討委員会が行う。

2 部会は、部会委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、会議については、一般に公開するものとする。ただし、部会の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

## 2 検討部会の構成

部会の委員は、次の方々に決まりました。また、部会長及び副部会長につきましては、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例に基づき、次の方々に決まりました（敬称略）。

部会長	元田 貴	（菅田地区自治連合会 会長）		
副部会長	小池 良幸	（松葉台自治会 会長）		
委員	田中 勇次	（菅田ハイツ自治会 会長）	大根田 茂	（菅田東町自治会 会長）
	小川 芳夫	（菅田南町自治会 会長）	竹山 茂夫	（西菅田団地自治会 事務局長）
	鈴木 拓也	（池上小学校PTA 会長）	大下 直歩	（池上小学校PTA 副会長）
	川越 理絵	（菅田小学校PTA 会長）	植木 千春	（菅田小学校PTA 副会長）
	上月 真由美	（菅田中学校PTA 会長）	北條 聖子	（菅田中学校PTA 会計）
	寶來 生志子	（池上小学校 校長）	橋爪 義明	（菅田小学校 校長）
	河島 一	（菅田中学校 校長）		

### 3 池上小学校・菅田小学校の基礎情報（平成 29 年度）

#### 【施設状況】

	池上小学校	菅田小学校
開校年度	昭和 2 年度（90 年目）	昭和 47 年度（45 年目）
親校	—	池上小学校
建築基準年	昭和 39 年度（築 52 年）	昭和 46 年度（築 45 年）

※建築基準年・・・1,000 m<sup>2</sup>超の建物のうち、最も古い建物（の一部）の建設年度

#### 【推計（一般学級）】

池上小学校	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	普通教室数
児童数	352	351	331	326	336	307	306	21
学級数	13	12	12	12	12	12	12	
菅田小学校	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	普通教室数
児童数	249	247	235	215	204	182	162	16
学級数	11	11	9	8	7	6	6	

※29 年度は 5 月 1 日現在の実数値。それ以降は、平成 29 年度義務教育人口推計による推計値。

### 4 菅田小学校の学校規模の適正化に向けた検討案

通学区域を変更する場合の関係校における学校規模（一般学級の児童数、学級数）の推移等を示した 3 つの検討案と、菅田小学校と池上小学校を統合する場合の検討案を事務局から提示しました。

第 2 回部会では、今回事務局から提示した 4 つの検討案を踏まえ、各所属団体に検討を行った上で、具体的な対応を協議することになりました。

#### 検討案 1

池上小学校の通学区域のうち、バス通りから西側の地域（①部分）を菅田小学校の通学区域に変更

#### 一般学級数・児童数の推移（推計値）

《平成 31 年度の新 1 年生から対象》

学校		29	30	31	32	33	34	35
池上小	児童数	352	351	310	286	280	234	219
	学級数	13	12	11	11	11	9	7
菅田小	児童数	249	247	272	271	277	271	266
	学級数	11	11	12	11	10	10	10



#### 〈課題〉

菅田小学校の学校規模は、H31 年度に 12 学級となるが、32 年度以降再度小規模となる。また、池上小学校は、現在の適正規模から小規模となる。

## 検討案 2

**菅田小学校** 検討案 1 に加え、東本郷小学校の通学区域のうち、菅田町の地域を菅田小学校の通学区域に変更（②部分）

**池上小学校** 菅田町のうち、東本郷小学校との特別調整通学区域を解除（③部分）

### 一般学級数・児童数の推移（推計値）

《平成 31 年度の新 1 年生から対象》

学校		29	30	31	32	33	34	35
池上小	児童数	352	351	314	295	295	251	240
	学級数	13	12	11	11	11	10	10
菅田小	児童数	249	247	282	293	310	313	321
	学級数	11	11	12	11	11	11	11

※特別調整通学区域（③部分）を解除して算出



### 〈課題〉

菅田小学校：H36 以降は適正規模の見込みとなるが、②地域は、適正規模である東本郷小学校の通学区域から通学距離が遠くなる菅田小学校への変更となる。

池上小学校：適正規模にならないうえ、③地域は約 90%が東本郷小学校を選択している。

## 検討案 3

検討案 2 に加え、羽沢小学校の通学区域のうち、池上小学校の通学区域との隣接部分（サンハイツ羽沢自治会・宮向自治会を含む、④部分）を池上小学校の通学区域に変更

### 一般学級数・児童数の推移（推計値）

《平成 31 年度の新 1 年生から対象》

学校		29	30	31	32	33	34	35
池上小	児童数	352	351	334	333	350	325	332
	学級数	13	12	12	12	12	12	12
菅田小	児童数	249	247	282	293	310	313	321
	学級数	11	11	12	11	11	11	11
羽沢小	児童数	476	504	470	452	405	394	371
	学級数	16	16	14	14	13	13	13

※特別調整通学区域（③部分）を解除して算出



### 〈課題〉

菅田小学校：検討案 2 と同じ。

池上小学校：検討案 2 の課題に加え、適正規模である羽沢小学校の通学区域から連合をまたいだ通学区域の変更となる。

## 検討案 4

菅田小学校と池上小学校を統合する場合

※現在設定されている特別調整通学区域は解除しない

### 一般学級数・児童数の推移（推計値）

《平成 33 年度に学校統合すると仮定して算出》

年度	29	30	31	32	33	34	35
児童数	—	—	—	—	565	517	499
学級数	—	—	—	—	17	17	17



### 〈課題〉

菅田小学校と池上小学校を学校統合すると、学校規模は適正規模となるが、通学距離や通学安全への配慮が必要。

## 5 主な質問や発言 (凡例 ☆：各委員からの発言 ⇒：事務局より説明)

- ⇒ (保護者説明会の報告や学校規模の適正化に向けた検討案等について、事務局から説明しました。)
- ☆ 西菅田団地では、若い世代の入居促進の方策をいろいろ検討していますが、子どもが増えるという可能性は低いです。
  - ☆ 検討案1にすると、自治会として(通学区域が分断されずに)まとまるため、活動がしやすくなります。
  - ☆ 自治会単位で考えるのであれば、②の地域(検討案2)も菅田小学校の通学区域にすれば、良いのではないかと思います。
  - ☆ ②の地域は、東本郷小学校まではバス通りを渡らずに通学できます。現在、菅田小学校に通っている子どもたちの通学路にはほとんど信号機がありません。検討案1でも検討案2でも、今より道路状況(通学環境)は悪くなってしまうと思います。
  - ☆ 通学区域変更の検討範囲に含むのであれば、東本郷小学校と羽沢小学校の代表の方も、この場にお呼びするべきではないでしょうか。
- ⇒ 具体的に周辺地域の通学区域を変更する方向性になった場合には、そのような対応も検討していきたいと思えます。なお、通学区域を変更するとなると、該当地域にチラシ(お知らせ)を配付しご意見をいただくなどの手順を踏む必要があります。学校統合と同様、通学区域変更も簡単に実施できるものではありません。
- ☆ ④の地域(検討案3)は、羽沢小学校までは比較的近く平坦な道なのですが、それが池上小学校までとなると、坂道があり通学距離が長くなります。また、連合町内会を超えた通学区域になると、地域のイベントに異なる学校の子たちが集まることになるため、どうなのかなとも思えます。
  - ☆ ②と③の地域からそれぞれの小学校までは、徒歩で2km以内(※)に収まるのでしょうか。④の地域についても、かなりの距離があると思えます。距離が長くて通学する子どもたちが大変なのではないかと思えますし、安全面が一番心配です。
- ※横浜市では「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」において、徒歩を前提に、望ましい通学距離を、小学校では片道おおむね2km以内としています。
- ☆ 検討案1、2のように通学区域を変更したとしても、池上小学校が小規模になってしまいます。小規模化を解決する案としては、検討案4をベースに考えていくのがいいと思えます。
  - ☆ 池上小学校の児童数が減る案(案1、2)については、どうしても気になります。
- ⇒ 通学区域を変更しても数年後には小規模化が見込まれる状況は、適当ではないと考え、課題としてお示ししました。数年後を見据えた検討が必要と考えています。
- ☆ 児童数の推移からみると、検討案4が良いのではないかと思います。通学距離が延びることになり心配です。通学距離で2km以内に収まるかどうか分かる資料があると検討しやすいと思えます。
- ⇒ 次回の検討部会に通学距離に関する資料を用意します。
- ☆ 特別調整通学区域は、現状どのように設定されているのか、また、どちらの学校を選択しているのかを説明してほしいです。
- ⇒ 次回の検討部会に資料を用意し、説明します。

### ◆第2回検討部会について ※会議は非公開とすることを決定しました。

- ・日時：平成30年3月7日(水)10時30分から
- ・会場：菅田中学校 1階会議室
- ・検討内容：通学区域と学校規模適正化等

### ◆「池上小学校・菅田小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会の経過等について

部会の会議案内や会議録、ニュースについては、ホームページからもご覧になれます。  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/gakku/shoukibo/20180123142753.html>



### ◆事務局(お問い合わせ先)

皆さまからのご意見やご質問を受け付けております。EメールまたはFAXでお寄せ下さい。  
横浜市教育委員会事務局学校計画課

Eメール：ky-kanagawa@city.yokohama.jp FAX：045-651-1417 TEL：045-671-3253

